

おらほの納税教室 第9話  
**ゼイコップ**



次号につづく

ペンネーム★リョーコ

今月の税	
固定資産税	第2期
国民健康保険税	第2期
後期高齢者医療保険料	第1期
介護保険料	第1期

  

納付期限	口座振替日
8月1日(月)	7月25日(月)



ふるさと納税とは？

「ふるさとに対して貢献または応援をしたい」という納税者の想いを実現する観点から、地方公共団体に対する寄附金を個人住民税の税額から控除する制度です。寄附先については、出身地に限らず、すべての都道府県や市区町村から自由に選ぶことができ、複数の自治体に寄附することもできます。また、ふるさと納税を行った本人が、寄附金の使途（産業振興、観光振興、子育て支援など）を選択することができます。

なお、これらの寄附金については、所得税の計算に当たって寄附金控除（所得控除）の対象となります。

寄附金控除について

基準額＝地方公共団体に対する寄附金の合計額(※1)－2,000円

(※1) 所得額等に応じ、住民税・所得税それぞれに上限額があります。

都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として、個人住民税・所得税から全額が控除されます。

住民税

上記基準額に相当する額(※2)が、住民税の所得割から差し引かれます。

(※2) 所得額等に応じた上限額があります。

詳しい計算方法等は、町民税務課税務係 個人住民税担当に問い合わせください。

所得税

上記基準額が、寄附金控除（所得控除）として所得税の計算上差し引かれます。

〈ゼイコップのワンポイントアドバイス〉



もともと確定申告が不要な方（会社で年末調整をされた給与所得者等）で、ふるさと納税をしようと思っている方は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用すれば、簡単な手続で控除を受けることができます。

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、その年の「ふるさと納税」の寄附先団体が5団体以内である場合、ふるさと納税を行った各自治体に申請をすることで確定申告が不要になるものです。

ゼイコップからのお知らせ



**国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料** 7月15日(金)に納税通知書を発送します！(納付)

納付書で納める方には、納税通知書とあわせて、1年分（1期～9期 ※国民健康保険税は、2期～9期）の納付書が送付されます。大切に保管し、納期内に忘れずに納めましょう！

問い合わせ 町民税務課税務係 ☎46-1372